

あいの保育園外構工事現場説明書

令和 8 年 9 月 11 日（金）

1. 工事名称

あいの保育園外構工事（8 あいの工第 1 号）

2. 工事場所

高知県吾川郡いの町天王南 1 丁目 1-1、1-7、1-8

3. 入札会場

いの町天王コミュニティセンター（いの町天王南 5 丁目 2-9）

入札日時 令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 2 時から

提出書類 代理入札の場合は委任状(様式第 3 号)を提出して下さい

工事費内訳書(様式第 5 号)を提出して下さい

入札書提出 入札回数 3 回

入札の様式 入札書(様式第 4 号)

無効の入札 入札心得による。

落札者の決定 入札心得による。

4. 工事期限

契約日から令和 9 年 2 月 2 日（火）まで（諸完成検査に合格していること）

5. 公告、入札スケジュール

9 月 11 日（金）～9 月 16 日（水）正午まで 公告、入札参加資格申請書受付期間

9 月 17 日（木）まで 申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ通知（FAX）

9 月 11 日（金）～9 月 28 日（月） 設計図書閲覧（HP にて閲覧）

9 月 17 日（木）正午 質疑書提出期限（メールで提出）

9 月 18 日（金） 質疑回答（メールにて回答）

9 月 28 日（月）午後 2 時より 入札・落札候補者の決定

9 月 30 日（水） 資格要件確認書の提出期限

10 月 2 日（金）頃 工事契約

6. 契約書

四会連合の契約書及び工事請負契約約款による。

7. 工事内容

工 事 名 あいの保育園外構工事

工事場所 高知県吾川郡いの町天王南 1 丁目 1-1、1-7、1-8

工事概要 令和 8 年 4 月に竣工したあいの保育園の外構工事

工事内容

- 1) 外構工事（雨水排水、舗装、縁石、フェンス、遊具、進入路新設等）
- 2) 既存部分解体工事（舗装、フェンス、植栽等）
- 3) 屋外照明設置工事
- 4) 屋外給排水設備工事（手洗い・足洗い）
- 5) 上記に伴う仮設工事
- 6) 新園舎建築工事及び旧園舎解体工事で設置した進入路・仮囲いの撤去

8. 工事範囲

設計図書の記載のとおり

工事種目 1) 建築主体工事（外構工事）

2) 電気設備工事

3) 機械設備工事

*仕様書、添付図面に示された範囲並びに工事説明による施工一式とする。

*細部については、仕様書、添付図面に示された範囲並びに工事説明で示されていない事項についても、構造上、施工上若しくは技術上必要なものは、すべて技術的良識をもって、業者の責任と負担において、遅滞なく施工する。

9. 設計図書

設計図書 計 19 枚（表紙を除く）

10. 質疑受付

公告による 質疑様式 質疑書(様式第 7 号)

11. 質疑回答

公告による

12. 現場代理人及び技術者の届出

施工に際しては、建設業法による専任技術者を書面にて届け出ること。

主任技術者は、建築士法及び建設業法に依る有資格者であること。

13. 設計竣工図

（株）若竹まちづくり研究所の元設計図を工事完成後 5 日以内に訂正して製本二つ折り各 2 部提出してください。

建築主体工事 設計図一式

電気設備工事 設計図一式

機械設備工事 設計図一式

14. 下請業者名簿

当初は予定表にて提出（下請け業者によっては変更をお願いすることがあります）。

上記確定後は確定業者の名簿を提出して下さい。

15. 工事中の災害について

天災等による時は両者の協議によって決定しますが、その他の時は全て業者の負担とします。

16. 物価変動

単価更正等による請負金の増減は行わない。

17. 進入道路

維持補償は業者負担にて行う

18. 第三者補償

本工事施工に関して、第三者に危害及び被害を与えた時の補償は全て施工業者の負担とする。

19. 工事保険

工事着手と同時に出来高以上の建設工事保険と賠償責任保険に加入する。ただし、受取人を建築主名にすること。

20. 申請手続

建築工事及び電気、水道工事等に関する関係官庁への諸手続きは施工業者にて速やかに行うこと。

21. 注意事項

電気及び給水の引込 図示の通り

屋外排水の終末処理 図示の通り

残土の処理 敷地外

廃棄物の処理 敷地外

既存各種埋設管の処理 現場員の指示による。

22. その他 特記事項

* 事前調査について

a) 着工にあたり敷地内外の状況、工事に起因して被害の生じる恐れのある事項について、念入りに調査して対策をたてること。

- 1) 敷地の状況、境界の確認と保持
- 2) 地下埋設物や上空仮設物の確認と対策
- 3) 周辺や搬入道路等の影響調査と対策
- 4) 隣地民家、道路等の状況と影響調査

b) 上記の事項で工事の影響が予想されるものは、関係者立ち会いの上、工事着工前に写真撮影等の事前調査を行い、後日のために事前調査結果を整理保存しておくこと。

*** 仮設工事について**

- a) 隣接地への影響を考慮して施工者の責任において計画すること。なお、仮設計画書を監理者に提出すること。

*** 工事作業場及び安全について**

- a) 本工事に際しては通行人に危険を及ぼさないよう交通標示、現場の整理等保安に充分留意すること。
- b) 工事敷地より車の出入り及び資材搬入出に際しては専任の交通誘導員を常駐させ安全を期すること。
- c) 仮囲いの位置は設計図を参照の上、係員と事前に打ち合わせすること。

*** 工事災害及公害の防止について**

- a) 工事の施工に伴う災害の防止は関係法規に従い適切に処置すること。
- b) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- c) 公害の防止につとめること。
- d) 工事担当者の適切な注意をもってしても尚災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については監督員と協議すること。

*** 工事進入路**

- a) 工事進入路に関しては安全処置の上（交通整理等）進入すること
- b) 進入路は毎日点検し、整備、清掃及び散水を行うこと。

*** 仮設用水及電気について**

- a) 仮設用水は業者の責任において引込むこと。
- b) 仮設用電気は業者の責任において引込むこと。
- c) 使用料金は業者責任とする。

*** 現場事務所について**

- a) 現場事務所を設ける場合は、監督員と位置を協議すること。
- b) 現場事務所用水、電気は業者の責任において引込むこと。
- c) 使用料金は業者責任とする。

*** 隣接する別途関連工事も含め、定期的に全体工程安全打合せ会を開く等、全体工程のスムーズな進捗に配慮すること。**

*** 建設廃棄物について**

- a) 建設廃棄物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行い、廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は「マニフェスト」を使用すること。

*** 金抜設計書について**

- a) 設計書記載の数量は参考数量とし、入札に当たっては各自数量積算し見積のこと。